

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 法人税の申告期限延長と消費税の申告期限

**Q** : 当社は、法人税の確定申告書の提出期限について、1か月間の延長の特例を受けることになりましたが、消費税の確定申告期限も1か月延長されますか。

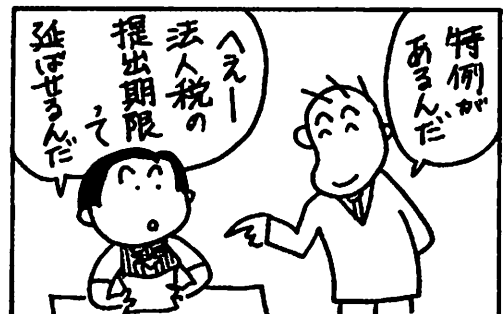
**A** : 消費税については延長の特例はありませんので、課税期間の末日の翌日から2か月以内に確定申告書を提出しなければなりません。

### 【解説】

資本金1億円超の法人については、監査役及び会計監査人の監査期間の関係から、決算終了の日から3か月以内に定時株主総会を開催して決算の承認を受ければよいことになっています。したがって、それまでは決算が確定しないため、法人税法においては、申請により法人税の確定申告期限を延長することができる特例が設けられています。

これに対して消費税においては、課税資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の確定申告期限は、各課税期間の末日の翌日から2か月であり、法人税法のような延長の特例はありません。

なお、会計監査人等の監査により納付すべき消費税額及び地方消費税額に異動が生じた場合には、修正申告又は更正の請求を行うことにより調整することになります。



KIMIYO・I